

江戸川区制限付一般競争入札実施基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに江戸川区契約事務規則(昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。)第5条に基づき実施する制限付一般競争入札について、その実施基準を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事等は、予定価格(消費税相当額を含む。)が1億5,000万円以上のものとする。

(公告)

第3条 制限付一般競争入札の公告(以下「公告」という。)は、10日間(江戸川区の休日を定める条例(平成元年3月江戸川区条例第1号)第1条第1項に規定する休日を除く。)とする。ただし、江戸川区長(以下「区長」という。)がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 公告の内容は、工事件名、工事概要、工事場所、工期、入札参加資格、入札参加申込期間、入札日時・場所、予定価格(消費税相当額を含まない。)その他入札に必要な事項とする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加できる者は、規則第5条第1項各号によるほか、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 規則第35条に基づく最新年度の指名業者登録名簿に登載された者のうち、対象工事と同種の工事種目に登録を行っているもの又は江戸川区の等級格付を得ているもの
- (2) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項に規定する監理技術者を有する者
- (4) 江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱(昭和50年4月1日施行)による指名停止等基準に基づく指名停止を現在受けていない者
- (5) 経営不振の状態にない者
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしているもの

(入札参加の申込み)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、申込期間内に次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) その他公告により定める書類

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件(規則第2条第8号に規定する電子入札案件をいう。以下次条第2項において同じ。)にあつては、入札参加資格確認申請書の提出に代えて、東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)により資格確認申請を行わなければならない。

(入札参加資格の審査)

第6条 区長は、前条の規定による入札参加の申込みを受けたときは、規則第5条及びこの基準に基づき審査を行い、要件を満たす者に入札参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 入札参加の資格要件を満たす者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、入札参加資格を喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 資格審査する書類等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 江戸川区から指名停止を受けたとき。
- (4) その他入札に関する法令等に違反したとき。

(入札の停止)

第8条 入札参加者が4者未満の場合は当該入札を中止することができる。この場合において、区長は当該入札参加者に、その旨を通知するものとする。

(選定委員会)

第9条 入札参加者の審査状況及び結果については、江戸川区工事請負指名業者選定委員会で審議

を行うものとする。

(落札者の決定と低入札価格調査)

第10条 制限付一般競争入札に係る落札者の決定は、予定価格(消費税相当額を含まない。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、当該入札価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、江戸川区低入札価格審査委員会に付議するものとする。

2 前項ただし書の場合においては、江戸川区工事請負指名業者選定委員会が江戸川区低入札価格審査委員会を兼ねるものとする。

(落札者の決定の取消し等)

第10条の2 前条第1項本文の規定により落札者の決定を受けた者及び同項ただし書の規定により落札者の決定を保留された者が、当該本契約の締結までの間において、第7条各号のいずれかに該当することになったときは、当該落札者の決定を取り消し、当該本契約の締結を行わないものとする。この場合において、区長は、速やかにその旨を当該者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

(改正経過) H13・1・25

H14・4・1

H19・4・1

H20・4・1

H22・11・15

H27・4・1

H30・4・1